3　施行期日等に関する事項

(一)　1及び2による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用するものとし、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、平成三一年三月一日から施行するものとした。

◇地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（厚生労働省）

地方自治法施行令の一部改正関係

一　医療機関の開設等に係る都道府県知事の事務のうち、指定都市の長が処理するものとする事務の範囲を定めるため、所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

二　医道審議会令の一部改正関係

厚生労働大臣が医師の研修機会の確保の実施を要請できることとされる医師の研修を行う団体等を定める厚生労働省令の制定等の立案をしようとするときの医道審議会への意見聴取について、医道審議会医師分科会の所掌事務に加えることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（経済産業省）

1　大臣官房に政策立案総括審議官を置くこととした。（第一二条関係）

2　経済産業政策局に産業創造課を置くこととした。（第二一条及び第二六条関係）

3　産業技術環境局環境政策課の所掌事務を変更することとした。（第六四条関係）

4　産業技術環境局に資源循環経済課を置くこととした。（第六五条関係）

5　中小企業庁長官官房の所掌事務を変更することとした。（第一四八条関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一八号）（総務省）

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年八月一日とすることとした。

◇電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一九号）（総務省）

1　電波法関係手数料令（昭和三三年政令第三〇七号）の一部改正に関し、航空機局等の無線設備等の点検その他の保守に関する規程の認定申請手数料の額を定めることとした。（第一条関係）

2　その他、関係政令について所要の規定を整備することとした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年八月一日）から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二〇号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二九年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成三〇年八月一日から施行することとした。

法　律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十五号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二百四十二人」を「二百四十八人」に、「九十六人」を「百人」に、「百四十六人」を「百四十八人」に改める。

第六十八条第三項第八号ただし書中「若しくは敬称の類」の下に「（当該参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の参議院名簿に記載されている者（同条第二項において読み替えて準用する第八十六条の二第九項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の規定による届出に係る文書に記載された者を含む。以下同じ。）である場合にあつては、当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称、当選人となるべき順位又は職業、身分、住所若しくは敬称の類」を、「又は敬称の類」の下に「（当該参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうちに同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の参議院名簿に記載されている者がある場合にあつては、その記載に係る順位、本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類）」を加える。

第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（特定の参議院名簿登載者の有効投票）

第六十八条の三　前条第三項及び第五項の規定を適用する場合を除き、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の有効投票（前条第五項の規定によりあん分して加えられた有効投票を含む。）は、当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなす。

第八十六条第四項中「第百七十五条第七項」を「第百七十五条第九項」に改める。

第八十六条の三第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分してこの項の規定により届け出る文書に記載することができる。

第八十六条の三第二項中「、第八項、第九項前段及び第十項」を「及び第八項」に改め、「参議院名簿登載者の選定」の下に「（当該政党その他の政治団体が次条第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者として候補者とする者の氏名及び当選人となるべき順位を参議院名簿に記載した場合においては、その記載に係る者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第九項前段中「第一項」を「同条第九項中「第一項の規定による届出の後」に、「次条第一項」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」を「次条第一項の規定による届出の後」と、「衆議院名簿登載者でなくなつた」とあるのは「参議院名簿登載者の」とあ